

徳島県開発審査会運営規定第5条第1項ただし書きの規定により非公開審議に該当する議決について

〔平成22年7月28日  
徳島県開発審査会議決〕

次の審議は、徳島県情報公開条例第8条各号に該当すると認められる情報を含むため、会議を公開しないこととする。

- 一 都市計画法第34条第14号及び同法施行令第36条第1項第3号ホに係る付議議案（同法第34条の2及び第42条による協議議案を含む。）について審議をする場合
- 二 都市計画法第50条第1項に規定する審査請求について審議をする場合（同条第3項の口頭審理を除く。）
- 三 予備審査、運営に関する審議をする場合